

平成30年度4月以降の利用者負担額（保育料）についてお知らせします

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的にスタートし、それに伴い利用者負担額（保育料）の算定方法も変わりました。

新制度に移行した認可保育所（園）・認定こども園・幼稚園の保育料は、児童を養育している父母等の町民税の額、および児童の年齢によって決定します。

新制度に移行していない私立幼稚園の料金は、従来通り施設が設定した料金となります。

◆4月以降の保育料算定について

4月から8月までの保育料は前年度(平成29年度)、9月からは現年度(平成30年度)の町民税額で計算されます。そのため、前年度の税額と比べて増減がある場合は、9月から保育料が変更になる可能性があります。

また、通常は両親（ひとり親世帯の場合は、父または母）の町民税額の合計で決まりますが、祖父母等と同居している場合は、父母以外の町民税額も含めて算定する場合があります。

※現年度の税額は、毎年6月に決定します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料 の算定	平成29年度(平成28年分収入) の町民税額					平成30年度(平成29年分収入)の町民税額						

※税額が前年度より増えている世帯や同居世帯では、保育料が高くなる場合があります。また、税額が増えたことにより多子軽減（料金表の注意事項を参照）の措置がなくなり、保育料が大幅に上がる世帯もありますが、あらかじめご理解ください。

詳しくは、児童福祉係にお問い合わせください。

問い合わせ先

三股町 福祉課 児童福祉係

電話 0986-52-9060